

## 論文審査の結果の要旨

氏名：高 橋 浩 二

博士の専攻分野の名称：博士（工学）

論文題名：国際競争力強化に資する港湾運営制度の研究

審査委員：（主査） 教授 近藤 健雄

（副査） 教授 増田 光一

株式会社日本港湾コンサルタント専務取締役 大村 哲夫

本論文は、日本の貿易量の99.8%を取扱う港湾に焦点を当て、日本の国際競争力を強化する上で解決しなければならない課題を、筆者の深い洞察力に基づく多角的な視点により分析し、今後の港湾政策の方向性を明らかにした高度な研究成果である。このような高度な研究成果を生み出した筆者の背景には、国土交通省の技術系キャリア官僚として30年超にわたり港湾政策の企画立案から実施にいたる重責に従事している長年の実務経験ばかりではなく、現在においても独立行政法人港湾空港技術研究所において港湾政策に関する高度な研究を進めており国内外の学会に本論文に関する多数の研究成果を公表している実績がある。

そこで、本論文を公正に適正に審査するため、審査に係る評価の観点として、①問題意識が明確であり研究を行う必要性が高く時宜を得たものか、②題名が内容に対して良いか、③構成が適切であるか、④論述の論理性と客観性は適切であるか、⑤理論的整合性はとれているか、⑥先行研究の詳細なレビューを行い十分な研究レベルを満たしているか、⑦参考・引用文献は適切であるか、⑧研究成果は日本社会の役に立つか、⑨研究の深化が望まれる残された課題はあるかの9点の異なる評価の観点を使用し、審査した。

①問題意識が明確であり研究を行う必要性が高く時宜を得たものか：本論文の問題意識として、筆者は「現行の港湾制度は戦後間もない1950年にGHQの指導下で成立した港湾法によって米国型港湾管理者制度として確立したため、港湾運営は地方公共団体の自主経営に委ねられ、日本政府は港湾建設予算中心の港湾政策を進めざるを得なかった。このため、日本政府の港湾政策は国際競争力の強化に直結するのかが明確ではなく、港湾政策に対し批判を招く結果を生んでいる。」ことを挙げている。実際、学政官の中から政府の政策は港湾建設中心の政策ではないかという指摘や「港湾を作りすぎ」「百億円の釣堀」というメディアの批判も受けている。さらに、2011年に港湾運営会社によりコンテナターミナルの上下分離方式を導入した新港湾運営制度が運用されたが、現状は新制度の発足後わずか2年が経過した段階であることから既往の研究成果も少なく新制度は真に国際競争力強化につながる政策か評価が明確になっていない。したがって、筆者が本論文で示した問題意識は極めて明確であり、研究テーマは研究に着手する緊急性および必要性が高く、本論文は現在のみならず将来の日本社会が求めている時宜を得た研究成果であると評価できる。

②題名が内容に対して良いか：本論文の内容は国際競争力を持つ港湾運営制度の確立であり、このために多角的な視点により分析を試み、結論として新たな港湾運営制度を導入し全国の港湾および大規模自然災害に対するリスクの軽減のため北部九州地域において国内ハブ港湾の整備と運営を提案している。したがって、題名となっている「国際競争力に資する港湾運営制度の研究」は適切な題名であると評価できる。

③構成が適切であるか：本論文は9章から構成されている。第1章で研究の背景、目的、方法を示し、第2章から第8章において様々な観点から検証を試み、第9章で結論をまとめている。まず、第1章で、①で既述した問題意識を明らかにするとともに、研究の方法として、上下分離方式により運営されているコンテナターミナルの港湾運営制度を研究対象とし多角的な視点により分析することを述べている。つぎに、第2章から第8章において港湾運営制度が抱える問題について多角的に把握し、第2章では港湾配置問題、第3章では港湾インフラの資本費・維持管理費の動向、第4章では港湾管理者の財政問題、第5章では港湾運営制度の法的論点、第6章では港湾運営会社の民間経営上の問題、第7章では災害時の対応上の問題、第8章では政策実現に取り組む政府のリーダーシップ力の7つの問題を取り上げ、分析手法として、地勢学、工学、財政学、行政法学、経営学、災害リスク管理、政治学の最新の研究を取り入れて実証的・学際的に理論的アプローチを試み、詳細に分析している。これらに加え、各章の分析を補完するため、補章を設けて詳細な分析を追加することにより、研究を深化させている。最後に、第9章において、今後の港湾政策の方向性として、現行の港湾運営会社制度を改善し、港湾の運営を全国1社の民間港湾運営会社に委ねる新たな港湾運営制度を導入するとともに、地勢学に基づく港湾配置論により港湾資産を集約す

る一方で南海トラフ地震等の大規模自然災害リスクを軽減するため北部九州地域に新たに国内ハブ港湾を整備し、既述の民間港湾運営会社により全国の港湾との一体的運営の必要性を提案している。このように、問題意識の提起から、分析、結論まで論旨が一貫しており、構成が適切であると評価できる。

④論述の論理性と客観性は適切であるか：本論文は、①で既述したように、第1章で明確な問題意識に基づき、研究の背景、目的、方法を示しており、論述の論理性と客観性は的確である。また、第2章から第8章において、港湾運営制度の問題を、地勢学、工学、財政学、行政法学、経営学、災害リスク管理、政治学の最新の研究を取り入れて実証的・学際的に理論的アプローチを試み、詳細に分析しており、論理性と客観性は適切である。さらに、第9章で示された結論は、各章との論理性と客観性に問題はなく、適切に導かれている。このように本論文の論述の論理性と客観性が適切である事実は、筆者が本論文に関連する査読審査付き論文として国内外の学会に多数の研究成果を公表した実績により証明されている。したがって、本論文は、全体ばかりではなく細部にわたり、論述の論理性と客観性は適切であると評価できる。

⑤理論的整合性はとれているか：筆者は、本論文の結論として提案した「全国の港湾の運営を全国1社の民間港湾運営会社に委ねること」および「大規模自然災害リスクの軽減のため北部九州地域に新たに国内ハブ港湾を整備すること」は、第1章の問題意識の提起を受けて多角的な視点により分析した結果として導かれている。特に、第2章から第8章において展開される分析は、③で既述したように地勢学、工学、財政学、行政法学、経営学、災害リスク管理、政治学という多方面から最新の研究を取り入れて実証的・学際的に理論的アプローチを試み、詳細に分析しているが、各章の分析結果はいずれも発散することなく、全国1社の民間港湾運営会社による港湾運営制度の導入に集約され、第9章の結論を導く理論的展開となっている。したがって、本論文は、理論的整合性はとれていると評価できる。

⑥先行研究の詳細なレビューを行い十分な研究レベルを満たしているか：本論文の分析の特徴は、筆者の国土交通省の技術系キャリア官僚としての実務経験と現在においても研究者として高度な研究を進めている実績に基づき、地勢学、工学、財政学、行政法学、経営学、災害リスク管理、政治学の分野の国内外の最新の先行研究を詳細にレビューし研究の分析に反映しているばかりではなく、古典的先行研究についても詳細にレビューし古典的研究成果の現用性を検証していることである。例えば法的論点の解明は詳細なレビューの研究成果であり、筆者が構築した港湾配置論の検証モデルは世界初となる高度な地勢学の研究成果である。本論文は先行研究の詳細なレビューを行い十分な研究レベルを満たしていると評価できる。

⑦参考・引用文献は適切であるか：本論文の参考・引用文献は、③で既述したように多種多様にわたる最新の文献だけではなく、古典的先行研究についても詳細に示されている。これらは、港湾運営制度に関する参考・引用文献として体系的・網羅的に整理されているため利用価値が高く、他の研究者の啓発に役立つものである。したがって、本論文に掲載された参考・引用文献は適切であると評価できる。

⑧研究成果は日本社会の役に立つか：上下分離方式による港湾運営制度の改善は、日本の国際競争力を強化し、大規模自然災害リスクに対する軽減を目指す日本政府にとって最重要課題のひとつである。本論文で示された研究成果は高度な研究レベルとして評価できるばかりではなく、日本の港湾政策のターニングポイントとなる画期的な研究成果である。したがって、研究成果は日本社会の役に立つと評価できる。

⑨研究の深化が望まれる残された課題はあるか：本論文は港湾運営制度として収益が発生するコンテナターミナルを研究対象施設とし、海上物流の国際競争力の観点で分析し研究成果をとりまとめている。しかし、港湾にはコンテナターミナル以外にも公共埠頭などの収益施設や防波堤・航路などの非収益施設が存在するとともに、港湾管理者である地方公共団体は物流業務以外にも港湾における防災機能強化やウォーターフロント空間の開発による地域の活性化などの公的使命を持っている。この点について、筆者は「第1章研究の背景、目的、方法」および「第5章港湾管理者制度の法的論点」等で残された課題であると論述しているが、いずれも重要な研究課題である。筆者に対し本研究の継続による研究成果の深化が望まれる。

以上9点の観点から審査を行った結果、本論文は数多くのオリジナリティを有する高度な研究成果であるとともに日本の港湾政策のターニングポイントとなる画期的な研究成果であると評価できる。

このことは、本論文の提出者が自立して研究活動を行い、またはその他の高度な専門的業務に従事するのに必要な能力及びその基礎となる豊かな学識を有していることを示すものである。

よって本論文は、博士（工学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以上

平成26年2月13日